

使用申請書

令和 年 月 日

こうち交流促進施設運営協議会 理事長様

申請者 住所
団体名
氏名 印
電話番号

こうち交流広場を使用規定によって使用したいので申請します。

目 的	
使 用 日	令和 年 月 日
時 間	計画(時から 時) 結果(時から 時)
予 定 人 員	人
使用料(使用後に記入)	円 免除
備 考	

こうち交流広場使用規定(平成20年4月1日改正)

こうち交流促進施設運営協議会

- 1 使用にあたっては使用申請書を提出すること。
- 2 使用時間 8時30分から19時までとする。
- 3 使用については団体のみとする。(団体とは4人以上とする)
- 4 使用者は3日前までに申請し許可を得て使用すること。
- 5 使用料は30分ごとに200円を寄りん菜屋(総務)に支払うものとする。
ただし小田地区内のゲートボール並びに児童、生徒等の利用は無料とする。
- 6 故意に施設を破壊または損傷したときは費用を弁償するものとする。
- 7 その他規定にない事項については、協議による。